解散公告

当社は、平成二十三年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

愛知県愛西市北一色町北田面四三番地

有限会社テレサ

代表清算人　澄川　清志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

京都市左京区田中里ノ内町四一―三

有限会社ＳＥＲＶＥＲ　ＪＡＰＡＮ

清算人　アルクルト・エユップ

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

京都市伏見区竹田中島町五番地

株式会社ティアール・サービス

代表清算人　山田　義明

解散公告

当社は、平成二十三年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

大阪市北区角田町八番四七号阪急グランドビル二八階

株式会社大阪皆美

代表清算人　皆美　佳邦

解散公告

当社は、平成二十三年九月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

福岡県行橋市大橋三丁目五番一号

株式会社アーミック

代表清算人　木村　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

千葉県銚子市橋本町二二八九番地

医療法人社団うしお会

清算人　片海　滋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都千代田区岩本町二丁目一二番五号

特定非営利活動法人エヌピーオーサロン

オペラ・トナカイ　清算人　伊藤　正子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年九月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

新潟県長岡市今朝白二丁目七番二五号

長岡市長倉農住組合

代表清算人　鈴木　金次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年八月三十一日の横浜市長認可及び同年九月二十二日の横浜市報公告により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番二号

港南台うぐいす住宅マンション建替組合

代表清算人　白神　武男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年八月十日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

石川県七尾市能登島向田町ろ部一番地

清算法人能登島土地改良区

清算人代表　黒田　拓量

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

北海道北広島市泉町一丁目二番地七

医療法人社団厚信会

清算人　渡辺　信彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

千葉県野田市清水六八五番地の四

特定非営利活動法人ちいさな手

清算人　岩井　勝治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都文京区千駄木二丁目二八番地一二号

Ｆコート千駄木二階

特定非営利活動法人ホームいちょう

代表清算人　加藤　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都狛江市和泉本町二丁目一六番五号

医療法人社団藤友会

清算人　藤川　雅彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

東京都千代田区岩本町二丁目七番一二号

財団法人日本カナダ教育文化交流財団

代表清算人　大賀恵美子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十七日

福井県福井市みのり三丁目二四番一〇号

特定非営利活動法人高齢者の人権を守る市民の会

清算人　伊東　晴美